

広島県告示第六百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者	名称	名称	廃止年月日
主たる事務所の所在地	名称	事務所の所在地	
広島市南区仁保新町一丁目四番一、二号	特定福祉用具販売事業所ソジャック広島	広島市南区仁保新町一丁目四番一、二号	平成一九年三月二日
有限会社 SOJAC Hiroshima			